

米原市 電子保証の取扱い開始について

令和8年10月1日 から契約保証および前払金保証(中間前払金を含む。)について、
電子証書による取扱いを開始します。

電子化の対象は、保証事業会社による証書です。電子保証を希望される場合は、保証機関(保証事業会社)において電子証書の発行が可能かを確認のうえ、必要な手続きを行ってください。

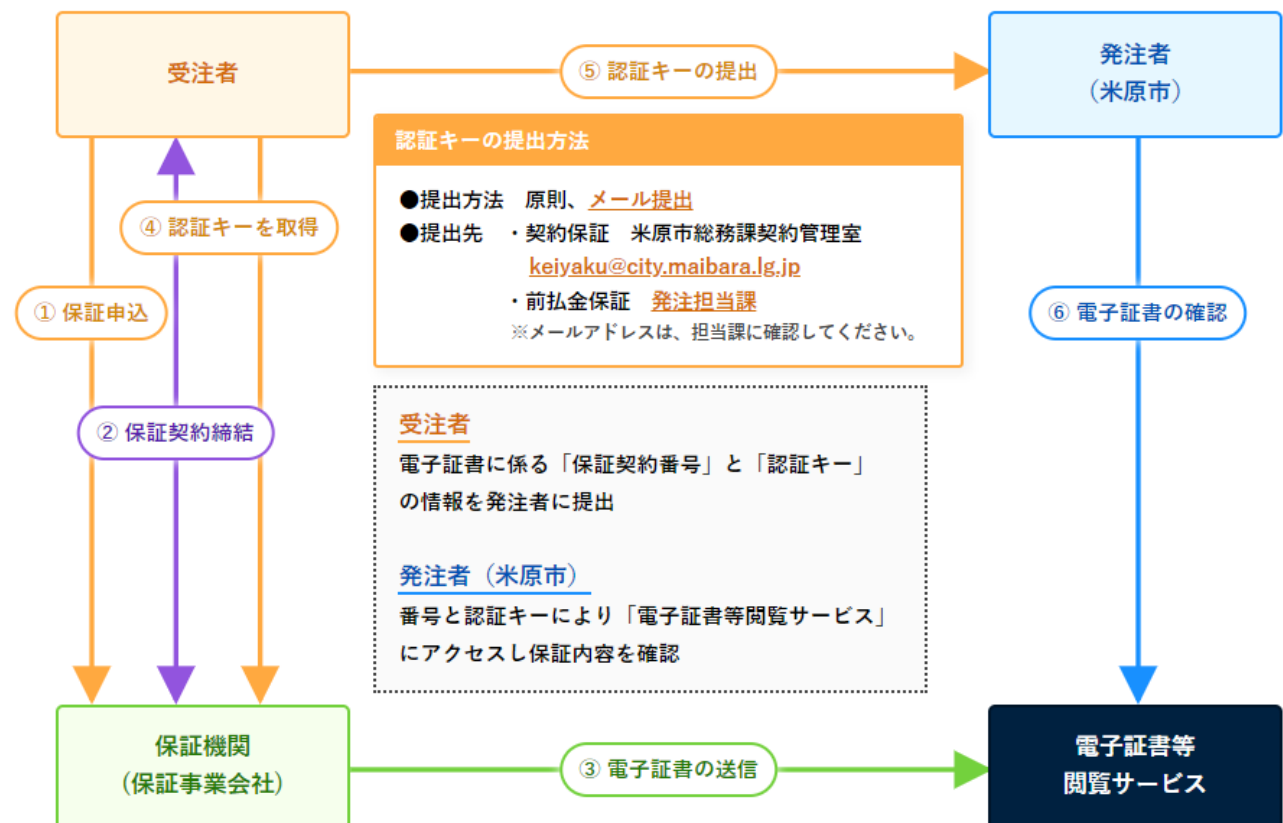
従来どおりの紙による保証証書の提出も引き続き取り扱います。
金融機関の「保証書」、保険会社の「公共工事履行保証証券」および「履行保証保険証券」については、**紙の証書や証券の提出**が必要です。

電子化の対象となる保証証書

保証の種類	電子化の対象となる証書	保証機関
契約保証	契約保証証書	保証事業会社※
前払金保証 (中間前払金を含む。)	前払金保証証書	保証事業会社※

※西日本建設業保証株式会社、東日本建設業保証株式会社、北海道建設業信用保証株式会社

電子化による取扱いの流れ



※保証申込方法の詳細は、各保証事業会社のウェブサイト等で確認してください。